

# こんな手口に気をつけよう

## ●詐欺的投資トラブル



## ●お試し購入



- SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)上の広告や勧誘に注意! 偽広告、投資詐欺の可能性があります。
- 確実にもうかる話はありません!
- 個人名義の口座には絶対に振り込まない!
- 金融庁HPで金融商品取引業の登録の有無を確認し、無登録業者との取引は行わない!
- マッチングアプリで知り合った人からの誘いや、ロマンス詐欺にもご用心!

## ●セキュリティサポート



- 実際には異常がないのに、偽の警告を表示させ、電話をかけさせる手口です。決して電話をかけないでください!
- 落ち着いてブラウザ(偽の警告画面)を閉じましょう。
- 電子マネーの番号を教えることは、相手にお金を渡すのと同じことです。
- 「警告が消えない」「遠隔操作され不安」などの場合は、IPA情報セキュリティ安心相談窓口へご相談ください。  
<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/>  
tel.03-5978-7509

## 消費者ホットライン

# 「188」って何のこと?

アナウンスに従って自宅の郵便番号を入力すると、最寄りの消費生活相談窓口につながる全国共通の電話番号です。

消費生活センターでは、トラブル解決のための助言を行うだけでなく、事業者との交渉のお手伝い(あっせん)や、より適切な窓口の紹介も行います。おかしいと思ったら、早めに相談しましょう。



相談は、相談者自身の被害回復に役立つだけでなく、消費者向け注意情報への活用、事業者の指導・処分、法整備などを通じて、ほかの方への被害拡大を防ぐためにも役立ちます。



### 兵庫県立消費生活総合センター

ホームページ

<https://www.seiken.server-shared.com/>

兵庫県立消費生活総合センター

検索



- 突然訪れ点検を勧めてくる事業者には、**安い**に点検させないようにしましょう。
- 「今だけ値引きする」など言葉巧みに契約をせかす悪質な手口には注意しましょう。
- 契約する場合は複数社から見積もりを取り、周りの人にも相談して、工事内容や料金を十分に検討しましょう! (見積もりは有料の場合もあるので事前に確認を!)
- 普段から住宅メーカーや施工業者等に緊急時の対応について相談しておくと安心です。

## ●点検商法



- 不用品を何でも買い取ると勧誘しながら、それには目もくれず、貴金属を見せるよう強引に迫る悪質な事業者に注意! **きっぱり断り、売りたくないものは絶対見せない**ことです。なお、依頼をしていないのに、突然家に来て買い取りをすることは法律で禁止されています。
- 買い取りに了承した場合でも、契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフできますので、あきらめずに消費生活センターにご相談ください。